

平成 20 年 4 月 1 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改訂

## 一般財団法人日本建築センター 新建築技術認定事業認定受付基準

新建築技術認定事業業務規程第 8 条第 3 項に基づく新建築技術認定事業認定受付基準を以下のとおり定める。

1. 新建築技術認定事業業務規程第 5 条及び第 6 条に規定する新建築技術であること。
2. 建築基準法その他関連法規に抵触しないことが明確にできるものであること。
3. 申込技術の内容審査のため認定委員会が必要と判断した試験等を、申込者が自己の負担で実施できるものであること。
4. 認定基準を定める見込みがある技術であること。
5. 申込技術に関する試験結果の蓄積があり、技術評価に長期間を要するおそれがないこと。
6. 申込技術の内容が、建設事業において使用の可能性があること。
7. 提出資料及び内容説明等について日本語で対応できること。